

## 中津川市創業・第二創業支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は市内において、創業又は第二創業（以下「創業等」という。）を行う者に対して多様な創業等への取り組みを支援し、新たな雇用の創出、産業の振興及び経済の活性化を図ることを目的として、中津川市創業・第二創業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出により新たに事業を開始すること又は事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始することをいう。
- (2) 第二創業 既に事業を営んでいる個人事業主又は法人が、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）の小分類以上が異なる業態転換、新事業進出又は新分野進出を行うことをいう。
- (3) 特定創業支援等事業 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第127条の規定に基づき認定を受けた中津川市創業支援等事業計画に定められた支援事業をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する事業者をいう。

### (補助要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 3年以上の事業の継続が見込まれること。
- (2) 市内に居住し、又は事業所の開設と同時に中津川市に転入する見込みがある者であること。（法人にあっては、事業完了までに市内に本店又は営業所在地として法人登記が行われていること。）
- (3) 中小企業者又は創業をしようとする個人であって、市内に事業所を設置している又は設置しようとしている者であること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 創業等をする事業所が、原則として、午前10時から午後5時までの間の3時間以上の営業を週4日以上行うものであること。
- (6) 中津川商工会議所又は中津川北商工会の指導により経営計画を作成した者であること。
- (7) 補助事業が完了した年度の翌年度以後3年間、中津川商工会議所又は中津川北商工会から経営指導を受ける見込みであること。
- (8) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。また、中津川市が実施する他の補助金及び助成金を活用する事業でないこと。
- (9) 創業に係る新築改修等の工事は市内業者による施工又は補助対象者本人による施工に限ること。この場合において、補助対象者が施工する場合においても資材等の調達には市内の業者から行うよう努めること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係しない者であること。

- (11) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき、更正手続きをしている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が市内で創業等により行う事業で、市内の産業の振興及び雇用の創出を図る事業とする。ただし、次に掲げる事業は対象としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条で規定する事業
- (3) 日本標準産業分類の大分類Aに定める農業及び林業（小分類に掲げる分類符号014の園芸サービス業及び分類符号022の素材生産業並びに分類符号024の林業サービス業を除く。）
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- (5) その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象事業の期間）

第5条 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定日が属する年度の4月1日から該当年度末までとする。

（補助対象経費）

第6条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する期間に要した補助対象事業に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 工事費
- (2) 修繕費
- (3) 設計費
- (4) 物件購入費
- (5) 備品購入費
- (6) 広告宣伝費
- (7) その他市長が特に必要と認める経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、50万円を限度とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 補助対象者が次の各号に該当する場合は、前項に定める補助金の額に当該各号に定める額を加算するものとする。この場合において、補助金の限度額は補助対象経費の合計額以内とする。

- (1) 次条の規定による補助金交付を申請した年度末において補助対象者の代表者が満40歳未満の場合 5万円
- (2) 補助対象者の代表者が女性である場合 5万円
- (3) 補助対象者の代表者が他市からの転入又は事業所の開設と同時に転入する見込みである場合 10万円

（補助金交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、中津川市創業・第二創業支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (3) 中津川市創業支援等事業計画に基づく中津川商工会議所又は中津川北商工会の指導による経営計画書の写し

- (4) 補助対象経費の内訳を説明する書類（契約書、見積書等）
- (5) 住民票又はそれに類するものの写し
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（補助金交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、中津川市創業・第二創業支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。  
（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、交付決定の有無にかかわらず第8条の申請を取下げることができる。この場合において、当該交付決定は、なかったものとみなす。  
（事業内容の変更）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、次項第1号又は第2号により市長の承認を受けるものとし、補助対象事業が遅延する見込みである場合には、次項第3号により市長に報告するものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとする場合の申請書及び報告をしようとする場合の報告書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 補助事業内容（経費の配分）変更承認申請書（様式第4号）
  - (2) 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）
  - (3) 補助事業遅延等報告書（様式第6号）

（補助事業の変更等）

第12条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その申請事項を変更しようとするときは、中津川市創業・第二創業支援補助金変更申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、当該補助対象事業の目的及び補助金額に変更がないものについては、この限りでない。

- (1) 変更の内容が確認できる書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更を承認するときは、中津川市創業・第二創業支援補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、事業の完了日から起算して30日以内又は補助金の交付を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、中津川市創業・第二創業支援補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の成果が確認できる書類（図面、写真等）
- (2) 対象経費の支払いが確認できる書類
- (3) 創業したことが確認できる書類（登記簿、履歴事項全部証明書、開業届等の写し等）
- (4) 補助対象者の代表者が中津川市内に居住していることがわかる書類（住民票の写し等）
- (5) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、中津川市創業・第二創業支援補助金確定通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、中津川市創業・第二創業支援補助金補助金請求書（様式第11号）により補助金の請求をすることができる。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条による決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（2） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） 事業を承認なく変更し、又は中止したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を中津川市創業・第二創業支援補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、中津川市創業・第二創業支援補助金返還命令通知書（様式第13号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（事業所等の移転）

第18条 補助金の交付を受けた補助事業者が、事業完了後3年未満で市外へ転出した場合又は事業所を市外に移転する場合には、補助金を全額返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第19条 補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ中津川市創業・第二創業支援補助金財産処分承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該補助事業者に収益が生じたときは、当該収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

（書類の整備及び保存）

第20条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（状況報告等）

第21条 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して帳簿書類その他の物件に関し説明を求め、又必要に応じて実地にて調査することができる。

（委任）

第22条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。